

様式第 6 号

埼玉環高第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合
管理者 印

子ども手当支払差止通知書

下記のとおり子ども手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に埼玉西部環境保全組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

支払差止の内容

- 1 支払差止事由
- 2 支払差止額 円
- 3 支払差止期間 年 月から 年 月分まで